

定年後再雇用制度における所得確保について

1. はじめに

1994年の年金制度改訂で、老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に繰り延べられたことから、定年後の所得確保を目的とする労働協約による60歳定年後再雇用制が重要な課題となった。

定年後再雇用制度について、JAMでは「年金支給開始年齢への接続」を重点課題の一つとしてきた。

老齢厚生年金支給開始年齢の段階的繰り延べにおいて、1943年4月2日以降に生まれた男性（2003年4月2日以降に満60歳）から年金満額支給開始年齢は62歳に切り替わる（それ以前に生まれた男性の場合は60～61歳）。また、総報酬制導入（2003年4月）によって、年金支給額の決定方法も変更された。

2003年5月の雇用保険法改正により高年齢雇用継続給付の支給要件が次の通り変わった。支給要件となる賃金低下率が15%超 25%超、給付率が25% 15%に。

以上をふまえて、再雇用制度における高齢者所得モデルを提示することとした。

2. 60歳台前半層所得モデルの考え方

(1) 1ヶ月の所得が60歳以上世帯主の平均収入を満たすととする。2002年家計調査年報による60歳以上世帯の平均世帯主収入は月額272,424円。

(2) 1ヶ月の所得構成は 月例賃金 在職老齢年金 高年齢雇用継続給付金 とし、一時金は考慮しない。

(3) 月例賃金 = 所得目標額 在職老齢年金 高齢者雇用継続給付金 として設定する。

(4) 使用者負担額

使用者負担年額 = (月例賃金 × 12) + 社会保険料使用者負担年額

社会保険料使用者負担年額の内訳

厚生年金 = (月例賃金 × 67.9 / 1000) × 12

健康保険 = (月例賃金 × 41 / 1000) × 12

介護保険 = (月例賃金 × 4.45 / 1000) × 12

雇用保険 = (月例賃金 × 10.5 / 1000) × 12

労災保険 = (月例賃金 × 6 / 1000) × 12

3. 利用することを前提とする公的保険制度について

(1) 在職老齢年金（厚生年金保険から支給）

基本月額 (= 年金支給月額 × 0.8) と標準報酬額 (現在) の合計額に応じて次の通り支給支給停止額を定め、(年金支給月額 支給停止額) が在職老齢年金として支給される。

1) 合計額が28万円以下の場合

支給停止額 = 年金支給月額 × 0.2

2) 合計額が 28 万円超の場合

標準報酬額が 48 万円以下の場合

基本月額が 28 万円以下の場合

$$\text{支給停止額} = \text{年金支給月額} \times 0.2 + (\text{標準報酬額} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) / 2$$

基本月額が 28 万円超の場合

$$\text{支給停止額} = \text{年金支給月額} \times 0.2 + \text{標準報酬額} / 2$$

標準報酬額が 48 万円超の場合

基本月額が 28 万円以下の場合

$$\text{支給停止額} = \text{年金支給月額} \times 0.2 + (48 \text{万円} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) / 2$$

$$+ (\text{標準報酬額} - 48 \text{万円})$$

基本月額が 28 万円超の場合

$$\text{支給停止額} = \text{年金支給月額} \times 0.2 + 48 \text{万円} / 2 + (\text{標準報酬額} - 48 \text{万円})$$

(2) 高年齢雇用継続給付金 (雇用保険から支給)

1) 受給資格

60 歳以上 65 歳未満の雇用保険被保険者で被保険期間が 5 年以上あって、60 歳以降失業給付 (基本手当) を受給することなく (かつ育児休業給付・介護休業給付の支給対象外であること)、60 歳時賃金月額に比べて 75% 未満の賃金で就労していること。

2) 支給額 (「賃金月額」 = 60 歳時賃金月額)

支給対象月に支払われた賃金の額が「賃金月額」の 61% 未満である場合

支給額 = 支給対象月に支払われた賃金の額の 15%

支給対象月に支払われた賃金の額が「賃金月額」の 61% 以上 75% 未満である場合

支給額 = 「賃金月額」 × (137.25 / 280) - 支給対象月の賃金額 × (183 / 280)

支給限度額について

賃金と給付額の合計が 348,177 円を超える場合は、348,177 円からその賃金の額を差し引いた額が支給される。

支給対象期間：満 65 歳となる日が属する月まで

支給額として算定された額が、1,712 円以下であるときには支給されない。

(注) 上記は 2003 年 5 月改訂に基づくもの。改訂前適用者は改訂前基準を適用。

(注) 毎年 8 月 1 日に基本手当の賃金日額の改定が行われるが、それと連動して支給限度額も改定される。

の支給限度額は 2003 年 8 月 1 日以降のもの。

4. 60歳台前半層所得モデル

60歳台前半層再雇用者の所得モデル

設定条件

1. 所得目標額(1ヶ月)

60歳以降世帯の平均世帯主収入 272,424円

(2002年総務省「家計調査年報」より)

確保すべき1ヶ月の所得を を目安として次のように設定

270,000円

300,000円

330,000円

2. 60歳定年退職時賃金(JAM賃金全数調査より推計)

60歳・所定内賃金の平均値 378,823円

60歳・所定内賃金の第1四分位数 327,481円

(2001~2003年集計値の単純平均)

上記より時間外・通勤手当を入れたものとして次のように設定

平均所定内賃金対応 400,000円

第1四分位数対応 350,000円

3. 平均標準報酬月額

男子・平均標準報酬月額 350,000円

平均標準報酬額(×16 / 12) 466,666円

男子・平均標準報酬月額 300,000円

平均標準報酬額(×16 / 12) 400,000円

(社会保険庁「平成14年度事業報告年報」より2001年度末の男性平均標準月額 = 365143円)

4. 生年月日と厚生年金被保険者であった期間

生年月日 1944/4/1

被保険者期間: 大卒・勤続38年として456ヶ月

総報酬制導入前 444ヶ月

総報酬制導入後 12ヶ月

試算結果

所得目標値	270,000	300,000	330,000	270,000
所得試算値	265,111	291,111	409,111	261,098
再雇用期間の月例賃金	167,000	193,000	311,000	177,000
A. 標準報酬額	170,000	190,000	320,000	180,000
60歳定年時賃金	400,000	400,000	400,000	350,000
平均標準報酬月額	350,000	350,000	350,000	300,000
平均標準報酬額	466,666	466,666	466,666	400,000
生年月日	1944/4/1	1944/4/1	1944/4/1	1944/4/1
被保険者期間・月数	456	456	456	456
総報酬制導入前	444	444	444	444
総報酬制導入後	12	12	12	12
在職老齢年金支給月額	98,111	98,111	98,111	84,098
年金支給額(年間)	1,177,326	1,177,326	1,177,326	1,009,175
年金支給月額	98,111	98,111	98,111	84,098
B. 基本月額	78,488	78,488	78,488	67,278
C = A + B	248,488	268,488	398,488	247,278
支給停止額	0	0	0	0
高年齢雇用継続給付金	0	0	0	0
使用者の年間負担額	2,264,219	2,616,733	4,216,600	2,399,801

年金支給額の試算は、金融広報中央委員会・年金シミュレーション(下記)に拠った。

<http://www.saveinfo.or.jp/kinyu/nenkisum/ns01top.htm>